

法人や団体でも買える 新窓販国債。

お金の
安心を 一歩前へ。



新型窓口販売方式

国債

JAPANESE GOVERNMENT BONDS

国債10

10年固定付国債

国債5

5年固定付国債

国債2

2年固定付国債

- 5万円単位で3億円まで買えます。
- 毎月買えます。
(市場の金利状況によっては募集を行わないことがあります)
- 市場でいつでも売却が可能です。
(売却益／売却損が発生)

国債は、お近くの金融機関などでお求めいただけます。

ご購入の際には、購入代金、預金通帳、印鑑、本人確認書類(免許証など)、マイナンバーが確認できる書類などが必要です。手続きについては金融機関などにお問い合わせください。

詳しくは金融機関など、または財務省ホームページ(<https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/shinmadohan/>)にてご確認ください。

国債は、お近くの金融機関などでお求めいただけます。

「新型窓口販売方式の国債」を含め、初めて国債を購入される場合は、国債を購入しようとする証券会社、銀行などの金融機関や郵便局に国債の新着口座を開設していただく必要があります。一般的には、初めて口座を開設するときは、本人確認書類（免許証など）、マイナンバーが確認できる書類、印鑑などが必要になります。また、国債を購入するときは、購入代金、預金通帳、印鑑などが必要になります。詳しくは、金融機関などにお尋ねください。

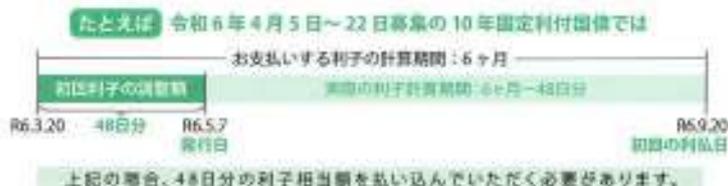
新型窓口販売方式 国債 JAPANESE GOVERNMENT BOND		国債 10	国債 5	国債 2
		10年固定利付国債	5年固定利付国債	2年固定利付国債
満期		10年	5年	2年
金利タイプ		固定金利		
金利設定方法		発行毎に市場実勢に基づき財務省で決定		
利払い		半年毎に年2回		
購入単位		最低5万円から5万円単位		
購入限度額		1申込みあたり3億円		
販売価格		発行毎に財務省で決定		
発行月		毎月（年12回）※1		
収益性	購入後 市場の金利が 上昇して いくと…	元本	時価が下落するので、償還期限前に売却する場合には、売却損が出ることもあります。	
		利子	変わりません	
	購入後 市場の金利が 下降して いくと…	元本	時価が上昇するので、償還期限前に売却する場合には、売却益が出ることもあります。	
		利子	変わりません	
流動性		市場でいつでも売却が可能（売却益／売却損が発生） 国の買い取りによる中途換金制度はありません		
発行方式		ペーパーレスであるため、盗難・紛失の恐れがありません。 元本や利子の支払いは日本国政府が責任を持って行います。		

※1 国債の種類や時期によっては当てはまらない場合もありますので、実際の取扱いは金融機関などでお確かめください。

※2 金融機関などによっては、新型窓口販売方式ではなく、市場での購入などにより仕入れ、独自の販売価格を設定して国債を販売している場合があります。

ご購入時に 初回の利子の調整額を 払い込む必要があります。

新型窓口販売方式の国債は、発行日から初回の利払日までの期間が、ぴったり半年にはなりません。そのため購入時に、半年に満たない分の日割計算された利子（税引後）相当額を、初回の利子の調整額としてあらかじめ払い込んでいただきます。その上で初回の利払日には、半年分の利子をお受取りいただけます。なお、初回の利子の調整額は、売却又は償還した場合における所得税の計算上、取得費として加算できます。



【ご注意ください】手数料・リスクなどについて

※新型窓口販売方式の国債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場価格の変動により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。※新型窓口販売方式の国債は、発行体である日本国政府の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。※新型窓口販売方式の国債の購入時には初回の利子の調整額を払い込む必要があります。なお、初回の利子の調整額は、売却又は償還した場合における所得税の計算上、取得費として加算できます。※国債の利子は、受取時に2.0、3.15%（法人の場合、1.5、3.15%）分の税金が差し引かれます。※国債の売却・償還により生じた利払日は申告分離課税の対象となります。なお、国債の売却・償還により売却損・償還差損が生じた場合、他の上場株式などの売却益や配当などと損益通算することができます。※国債の購入に際しては、購入対価のみをお支払いいただき、手数料はかかりません。※国債は、金融機関などに開設された国債の新着口座で管理されることとなりますが、金融機関などによっては、口座の開設あるいは口座の維持などに際して、手数料が必要となります。※市場の金利変動によっては募集を行わないことがあります。※国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。※お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。

※以下のスペースは、取扱金融機関の記載欄です。



登録金融機関

関東財務局長（登金）第289号

当組合は、日本証券業協会に加入して
おりません。

詳しくは特設サイトで！

新窓販国債

検索

お取扱い先
一覧



※本チラシに記載されている情報は令和6年5月現在のものです。